



4 Notificação de óbito

As mesmas providências para o caso dos japoneses devem ser tomadas quando um estrangeiro falece no Japão.

Como a Lei do Registro Civil tem efeito de jurisdição territorial e, portanto, aplicável também aos estrangeiros residentes no Japão, ao falecer no país, a família do estrangeiro falecido deverá entregar a Notificação de Óbito perante a prefeitura local.

Além de entregar a Notificação de Óbito, é preciso devolver a cédula de Registro de Estrangeiro do falecido à prefeitura ou subprefeitura local que, por sua vez, providenciará o cancelamento de seu Registro de Estrangeiro.

Paralelamente, devem ser tomadas as providências no país de origem do falecido. Como esses procedimentos variam conforme o país, deve-se consultar a respectiva Embaixada ou Consulado no Japão para obter mais informações.

Por outro lado, o estrangeiro cujo visto é da categoria “cônjuge de japonês e outros” e que perder seu cônjuge japonês, estará impossibilitado de renovar seu visto de permanência. Caso o estrangeiro viúvo deseje permanecer no país, ele deverá consultar um Escritório do Departamento de Imigração.

Documentos necessários	Onde apresentá-los / Onde obter esclarecimento	Prazo para o requerimento	Quem deve dar entrada
1 Notificação de óbito. (O formulário está à disposição nas prefeituras, subprefeituras e hospitais). 2 Atestado de óbito. Atestado do médico que deve ser preenchido no campo próprio do formulário da Notificação de óbito, por ocasião do falecimento. 3 Carimbo pessoal do notificante. Os que não possuem carimbo pessoal, poderão assinar.	Na prefeitura ou subprefeitura da cidade onde residia o falecido ou da localidade onde o mesmo faleceu.	Dentro de 7 dias, a contar da data em que tomou conhecimento do óbito.	Gratuito.



D Outras Solicitações

[Retorno ao início do D Outras Solicitações](#)

Amostra

死亡届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	券 類	住民票	通 知

(1) (はみかた)	氏 名		男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
(2) 氏 名	氏 名		
(3) 生 年 月 日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日	(生まれたから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください)	<input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
(4) 死亡したとき	平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
(5) 死亡したところ		番地 番 号	
(6) 住 所		番地 番 号	
(6) (住民登録をしているところ)	〒 マンション等 世帯主の氏名		
(7) 本 籍	番地 番 号		
(7) (外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名		
(8) 死亡した人の夫または妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)		
(10) 死亡したときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者若者で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(11) 死亡した人の職業・産業	(国勢調査の年一産業 年一の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 職業 産業		
その他			
届出 人	<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長		
住所	番地 番 号		
本籍	番地 番 号 筆頭者の氏名		
署名	印 年 月 日生		
事件簿番号			

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎届出人の印をご持参ください。

字は略さず丁寧に書いてください。

連絡先	電話	— —
	昼間連絡が取れるところ	
	自宅・勤務先・携帯	





D Outras Solicitações

[Retorno ao início do D Outras Solicitações](#)

Amostra

死亡診断書 (死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。お書きで、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1 男 2 女	生年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日	午前・午後 時 分
	<small>(生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください。)</small>				
死亡したとき	平成 年 月 日	午前・午後 時 分			
(12) 死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 施設所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			
	死亡したところ	番地	番	号	
(14) 死亡の原因	(ア) 直接死因			発症(発症)又は受傷から死亡までの期間	
	(イ) (ア)の原因			◆年・月・日等の単位で書いてください。ただし、1日未満の場合は、時・分等の単位で書いてください。(例)1年3か月、5時間20分)	
	(ウ) (イ)の原因				
	(エ) (ウ)の原因				
◆1欄では、最も死亡に影響を及ぼした原因を医学的因果関係の順番で書いてください。 ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください。	手術	部位及び主要所見		手術年月日	平成 年 月 日
	解剖	1 無 2 有		市 区 町 村	
(15) 死因の種類	1 病死及び自然死 不慮の外因死 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焔による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 12 不詳の死				
	外因死の追加事項	傷害が発生したとき	字 号、昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府県 市 区 町 村
(16) ◆伝聞又は鑑定情報の場合でも書いてください。	手段及び状況				
	出生時体重	単胎・多胎の別	妊娠週数		
(17) 産後1年未満で死亡した場合の追加事項	グラム	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)	週		
	妊娠・分娩時における母体の病歴又は異状	母の生年月日	前同までの妊娠の結果		
(18) その他特に付言すべきことから	1 無 2 有	昭和 年 月 日	出生児 人		
	3 不詳	平成 年 月 日	死産児 人	(妊娠週22週以後に限る)	
(19) 上記のとおり診断(検案)する	診断(検案)年月日		平成 年 月 日		
	本診断書(検案書)発行年月日		平成 年 月 日	番地	番 号
(氏名) 医師		印			

生年月日が不詳の場合は、指定年齢をカッコで付して書いてください。

表の12時は「午前0時」、裏の12時は「午後0時」と書いてください。

「老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

傷病名等は、日本語で書いてください。
1欄では、各傷病について発症の方(例:急性)、病因(例:肺炎球菌)、部位(例:胃噴門部がん)、性状(例:病理組織型)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠週何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠週何週の分娩中」と書いてください。

産後42日未満の死亡の場合は「妊娠週何週産後何週」と書いてください。

1欄及び2欄に関連した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
「5歳、火災及び火焔による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。
母子健康手帳等を参考に書いてください。